

熊本市国民健康保険条例の一部改正についての反対討論 2019年3月8日
日本共産党熊本市議団 那須円

日本共産党熊本市議団の那須円です。議題 101 号、熊本市国民健康保険条例の一部改正について、反対討論を行います。

同条例改定については、大きく二つの内容が含まれていますが、法定減免にあたる低所得者層に対する均等割り・平等割りの 5 割減免、2 割減免の要件を若干ではありますが、緩和したことで減免の対象者が広がることについては、賛同できるものです。

一方、国保料の賦課限度額が、現行 93 万円から 96 万円と 3 万円増となり、全体で 8600 万円もの新たな負担を国保加入者に強いる内容については賛同できません。

一般質問でも述べましたので、詳細は省きますが、国民健康保険料の算定は、所得に応じて算定される所得割、一人当たりにかかる均等割り、一世帯当たりにかかる平等割りを合算することで年間保険料が算定されます。つまり、多人数世帯ほど、所得に占める保険料が重くなる特別な仕組みが、残されている状況です。

今回提案されている賦課限度額 96 万円に至る方は、どのような世帯か、一つ例を出しますと、60 代前半の祖父母、40 代夫婦、子ども二人の 6 人世帯が、96 万円の付加限度額に至る所得は年間 5 8 6 万円となっています。

協会健保や共済など他の医療保険と比べ、国民健康保険料負担が非常に高くなっていることは大きな問題です。一つ例を示しますと共済の場合、今回は大西市長の例を示しますと、市長の年間所得は 1611 万 4160 円であり、年間の保険料は、106 万 3344 円です。

所得 1600 万円の市長の払う保険料は 106 万円、一方で先ほど紹介した 6 人家族の場合は 586 万円の所得で 96 万円もの国保料を負担することになります。

国民健康保険の根本的な矛盾である、均等割りや平等割など時代錯誤の人頭税ともいべき仕組みを残し、賦課限度額を引き上げていくことは、多人数世帯、多子世帯などに対して、耐えがたい負担を強いることになります。

今回の改定案により、法廷減免の対象が広がったことで負担減は約 2 0 0 0 万円、そして不可限度額の引き上げで、8 6 0 0 万円の負担増、差し引き 6 6 0 0 万円の国保加入者への負担増であります。一方、来年度、減額される一般会計からの繰り入れ額は 7 0 0 0 万円となっており、そっくりそのまま国保加入者への負担にしわ寄せされます。一般会計からの繰り入れを拡充し、国保料の引き下げを行うべきことを強く指摘したいと思います。

全国知事会、そして大西市長も所属している全国市長会も、国の 1 兆円の公費負担

増を求め、せめて協会けんぽ並みに、国保料を引き下げるよう求めているわけですから、こうした国保の矛盾を広げ、さらなる負担を強いることになる同改定案は、きっぱりと否決すべきであることを述べ、反対討論いたします。